

前回の委員会でのご指摘について

- 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要 1
- 国民年金における申請免除、納付猶予の関係について 3
- 日本年金機構の有期雇用職員の業務内容について 5
- 「歳入庁創設により、厚生年金・健康保険の未適用者を被保険者として適用すれば約10兆円の増収が見込まれる」との指摘について 6
- 保険料と保険税の主な相違点 7
- 国民健康保険料(税)の世帯主の年齢階級別収納率 9
- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 10
- 社会保険料における強制徴収手続と督促との関係 15

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の概要

1 国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化

- ① 地方自治法において、地方公共団体の役割と国の配慮に関する規定を設けることにより、各般の行政を展開する上で、国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。
- ② 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。
- ③ 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な原則に關する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする。

2 機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成

- ① 都道府県知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務制度を廃止する。これに伴い、地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権等、機関委任事務に係る根幹的な制度を定めている地方自治法の改正を行う。
- ② 地方自治法において、地方公共団体の処理する事務を自治事務と法定受託事務とに再構成し、関連規定を整理する。
- ③ ①及び②に伴い、個々の機関委任事務を定めている各省市庁所管の個別法の改正を行い、地方公共団体が処理するものについては当該事務を自治事務と法定受託事務とに区分する。
- ④ 機関委任事務制度の廃止に伴い、同制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度についても廃止する。

(参考：地方事務官制度の廃止等の概要)

(厚生省関係)

- ① 都道府県（保険課、国民年金課及び社会保険事務所）で社会保険関係業務に従事している地方事務官を廃止し、厚生事務官とする。社会保険関係の地方事務官→厚生事務官（約 16,500 人）
- ② 上記の改正に伴い、都道府県の機関として置かれていた保険課、国民年金課及び社会保険事務所を社会保険庁の地方支分部局に改め、都道府県単位の地方社会保険事務局の下に社会保険事務所を設置する。

3 施行期日（国民年金関係）

保険料徴収事務（市町村→国）：平成14年4月1日

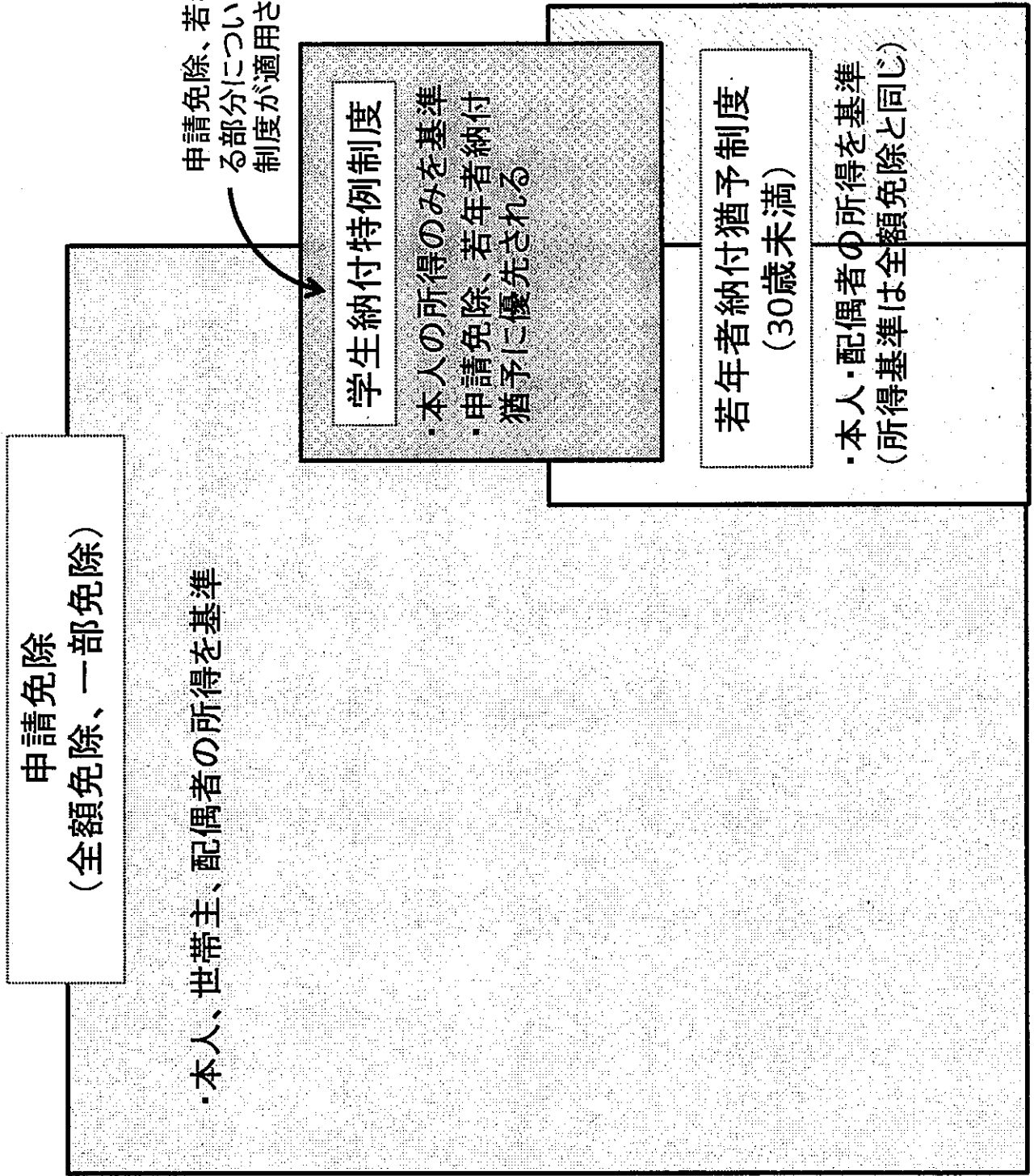
(参考)国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係				保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係				
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払	市町村	社会保険庁
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁	社会保険事務所	社会保険庁
H22.1.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	年金事務所	事務センター	年金事務所	年金事務所	日本年金機構 (国民年金原簿)	日本年金機構 (国民年金原簿)	市町村	年金事務所	事務センター	日本年金機構	年金事務所	日本年金機構

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

国民年金における申請免除、納付猶予の関係について



(参照条文)

○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

◆全額免除

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であった者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、厚生労働大臣は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～五（略）

◆若年者納付猶予制度

附 則（平成16年法律第104号）

（国民年金の保険料の免除の特例）

第十九条 平成十七年四月から平成十八年六月までの期間において、三十歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第一号被保険者等（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者又は第一号被保険者であつた者をいう。以下この条において同じ。）であつて次の各号のいずれかに該当するものから申請があつたときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間（第二条の規定による改正後の国民年金法第九十条第一項若しくは第九十条の二第一項の規定の適用を受ける期間又は同法第九十条第一項に規定する学生等（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る国民年金の保険料については、国民年金法第八十八条第一項の規定にかかわらず、既に納付されたもの及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を同法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（同法第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、配偶者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

日本年金機構の有期雇用職員の業務内容について

区分	業務内容
<p>准職員</p>	<p>日本年金機構において行う公的年金に係る一連の業務 (適用、徴収、記録管理、相談、裁定給付等) ※正規職員(一般職)と同様な事務</p>
<p>特定業務 契約職員</p>	<p>公的年金に関する次のいずれかの業務及び付随する業務 ①戸別訪問活動等による年金制度の説明及び届出(資格取得、口座振替、免除申請等) 勸奨に関する業務 ②年金相談や照会等の処理に関する業務 ③下記の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料等の収納に関する業務 ・適用事業所等に対する調査、指導に関する業務 ・記録整備、提供に関する業務 ・社会保険に関する各種届出等の受付、審査、入力等に関する業務
<p>アシスタント 契約職員</p>	<p>一般事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種届出の受付事務 ・簡易な書類手続き、封入封緘など、定型的な補助事務等

「歳入庁創設により、厚生年金・健康保険の未適用者を被保険者として
適用すれば約10兆円の増収が見込まれる」との指摘について

- 約10兆円の増収になるとの試算では、国税庁統計上の民間給与所得者数を用いて未適用人数（約1,146万人）を推計しているが、その中には厚生年金の対象とならない者が多数含まれており、複数事業所に勤務する者の重複なども考慮されていないため、過大な推計となっている。

《厚生年金の対象とならない者の一例》

- ① 週労働時間が30時間未満の短時間労働者（年収130万円以上の者を含む）
- ② 適用除外業種の個人事業所に雇用される労働者（農林業、宿泊業、飲食サービス業等）
- 厚生年金・健康保険が適用されるべき事業所について、適用が促進され、未適用者が新たな被保険者となれば、保険料は増収となるが、
 - ① 増収となる保険料は全額給付に充てられるため、消費税増税の替わりにはならない。
 - ② 給付も増加するため、仮に税財源の替わりに増収となる保険料を国庫負担分に充てた場合、給付増分のための財源が不足する。
(財源を不足させないためには、保険料の引き上げ、又は給付水準の引き下げを行わなければならない。)

保険料と保険税の主な相違点

	国民健康保険料	国民健康保険税
創設	昭和13年国保制度発足当初より創設。	昭和26年に目的税として創設。創設の理由は、保険税とする方が保険料より徴収が容易であり、徴収成績の向上が期待されたこと等がある。
法律の規定	保険者は、世帯主から保険料を徴収しなければならぬ。ただし、保険税を課すときはこの限りでない。(国保法第76条第1項)	市町村は、世帯主に対し保険税を課すことができる。(地方税法第703条の4第1項)
徴収権及び還付請求権の時効	2年 (国保法第110条)	5年 (地方税法第18条及び第18条の3)
徴収権の優先順位	国税及び地方税に次ぐ。 (地方自治法第231条の3第3項)	原則として、国の徴収金と同順位であり、すべての債権または公課に優先する。(地方税法第14条)
不服申立	都道府県国民健康保険審査会に対する審査請求。(国保法第91条)	課税団体の市町村長に対し異議申立。 (地方税法第19条)

保険料・保険税別の保険者数及び被保険者数

保険料・保険税別保険者数

平成23年度末現在

区 分	保 険 者 数	保険者数による構成比 (%)
保 険 料	2 2 7	1 3 . 3
保 険 税	1, 4 7 6	8 6 . 7
合 計	1, 7 0 3	1 0 0 . 0

保険料・保険税別被保険者数

平成23年度末現在

区 分	被保険者数 (万人)	被保険者数による構成比 (%)
保 険 料	1, 6 1 0	4 6 . 4
保 険 税	1, 8 6 3	5 3 . 6
合 計	3, 4 7 3	1 0 0 . 0

※平成23年度中に合併や広域化を行い、合併後に保険料(税)を改めて賦課していない保険者は合併前の各地域ごとの保険料(税)賦課方式によっているため、当該保険者及びその被保険者は、上表には計上されていない。

国民健康保険料(税)の世帯主の年齢階級別収納率

	年齢階級						
	25歳未満	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳～74歳	
合計	89.8	72.6	78.8	81.4	90.0	97.0	
平成22年度							

(出所)平成23年度国民健康保険実態調査

(注)

1. 本表は平成23年9月末現在の国保世帯における平成22年度保険料収納率を集計したものである。
2. 世帯主の年齢は平成23年9月30日現在。
3. 本表は擬制世帯を除いて集計している。
4. 本表は被調査世帯のうち、前年度1年間継続して当該保険者の世帯であった世帯について集計しているため、国民健康保険事業年報における収納率の算出方法とは異なっている。

(参考)被保険者の年齢階級別国民年金保険料の納付率(現年度分)

	(単位 %)						
	20～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～59歳		
平成20年度	51.4	51.7	58.5	66.6	75.1		
平成21年度	49.0	49.5	57.1	64.5	73.3		
平成22年度	49.2	48.8	56.9	63.6	72.6		
平成23年度	50.1	47.9	56.3	62.3	71.8		
平成24年度	51.3	48.1	56.8	62.2	72.2		

(注)各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

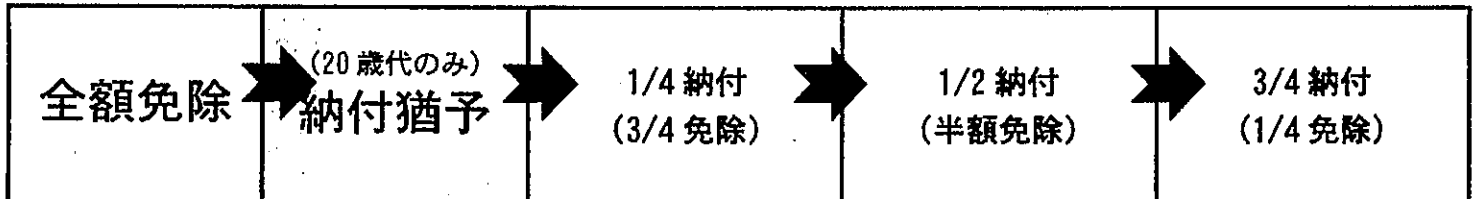
平成25年度 国民年金保険料 免除・納付猶予申請書

基礎年金番号		横須賀市受付用	
免除を申請する人の氏名 (被保険者本人)		免除を申請する人の夫または妻の氏名 (配偶者氏名)	
(フリガナ)		(フリガナ)	
昭和 平成 年 月 日生 (歳)			
◎平成24年3月31日以降に離職しました。【はい・いいえ】 ◎平成25年1月2日以降に本市に転入しました。【はい・いいえ】		◎平成24年3月31日以降に離職しました。【はい・いいえ】 ◎平成25年1月2日以降に本市に転入しました。【はい・いいえ】	
添付資料 <input type="checkbox"/> 離職日の証明書 <input type="checkbox"/> 所得を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		添付資料 <input type="checkbox"/> 離職日の証明書 <input type="checkbox"/> 所得を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		添付資料 <input type="checkbox"/> 離職日の証明書 <input type="checkbox"/> 所得を証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()	

※ 免除の審査の順番は下記のとおりです。

下記の順番どおりの審査で良ければ、何も書かないでください。もし、特定の区分のみ審査を希望する場合には、審査を希望しない区分に×をつけてください。

20歳代の人で「納付猶予」の審査の順番を変更したい人は、裏面の表に記入してください。(裏面記入 有・無)



上記のとおり免除・納付猶予を申請します。

申請に必要な住民基本台帳および課税情報について、担当課で確認し、台帳の閲覧または台帳の写しを添付することに同意します。

◎全額免除または納付猶予が承認された場合 (失業等、特例で承認された場合は除く)、今後申請書を提出しなくても、年金事務所で毎年継続的に審査することを希望します。

(はい ・ いいえ)

平成 年 月 日

【住 所】 横須賀市

【氏 名】

(電話 — —)

横須賀市受付印

印

20歳代の方へ

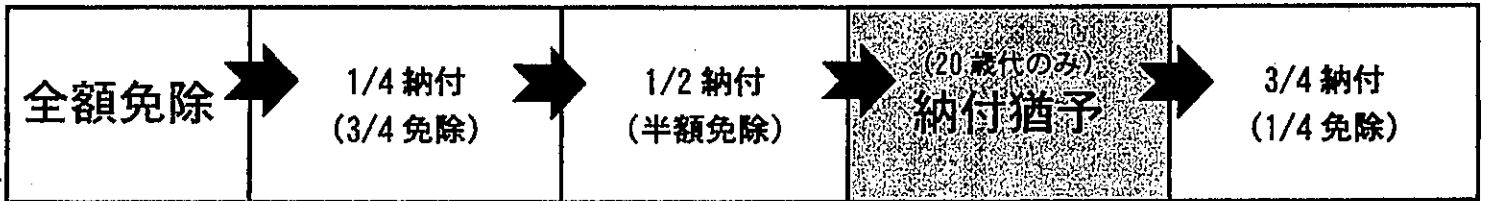
納付猶予の審査の順番を下記のA・B・Cから選ぶことができます。

希望する記号に○印をつけてください。

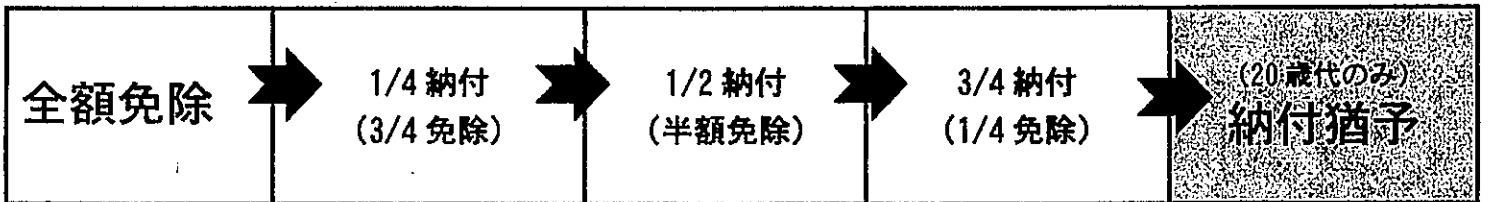
A



B



C



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

H25-8078

承認 却下	届出 コード	処理区分	届書
	1	01 既除	
数値計算	635	01 既除	
	634		

この申請書は、複数の「免除区分」を同時に申請することができます。審査を希望しない「免除区分」がある場合は、「×」や「/」等で、審査を希望しない「免除区分」欄を抹消してください。

複数の「免除区分」を申請された場合は、全額免除、納付猶予、4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の順序で審査します。

納付猶予(30歳未満に限る)の審査順序の変更を希望する場合は、以下のA~Cのいずれかに「○」を付してください。

A. 4分の1納付の次に納付猶予を審査 B. 2分の1納付の次に納付猶予を審査 C. 4分の3納付の次に納付猶予を審査

(1) 基礎年金番号 01	(2) 生年月日 02	* (3) 申請年月日 03	* (4) 審査区分 ① 05
	昭和 年 月 日 7.平成	7.平成 年 月 日	承認(区分) 全額免除 4分の1免除 2分の1免除 4分の3納付 納付猶予
被保険者氏名 (7桁)	配偶者氏名 (7桁)	世帯主氏名 (7桁)	* (4) 審査区分 ②
★前年所得	★前年における所得税	* (5) 承認期間(始期) 06	* (6) 承認期間(終期) 07
A. 被保険者 B. 配偶者 C. 世帯主 D. 全てなし	A. 被保険者 1. 課税 2. 非課税 B. 配偶者 1. 課税 2. 非課税 C. 世帯主 1. 課税 2. 非課税	7.平成 年 月 日	7.平成 年 月 日
		* (7) 法免消滅年月日 08	* (8) 09 特別認定区分
		7.平成 年 月 日	* (9) 10 届出申請申出区分

扶養親族等・控除	市 町 村 確 認 欄		
	A. 被保険者分	B. 配偶者分	C. 世帯主分
* 法令で定める額	円	円	円
* 地方税法上の障害者・寡婦	(1-A) ④	(4-A) ⑤	(7-A) ⑥
* 控除対象			
控除対象配偶者及び扶養親族数	(1-B) ⑦ 0人	(4-B) ⑧ 2人	(7-B) ⑨ 人
老人控除対象配偶者及び老人数	(1-C) ⑩ 0人	(4-C) ⑪ 0人	(7-C) ⑫ 人
特定扶養親族数	(1-D) ⑬ 0人	(4-D) ⑭ 0人	(7-D) ⑮ 人
* 前年の所得額 I	(2-A) ⑰ 335,820円	(5-A) ⑱ 4,116,000円	(8-A) ㉑ 円
* 純損失及び雑損失 III	(2-H) ㉒ 0円	(5-H) ㉓ 0円	(8-H) ㉔ 円
* 控除			
① 雑損	(2-B) ㉕ 0円	(5-B) ㉖ 0円	(8-B) ㉗ 円
② 医療費	(2-C) ㉘ 0円	(5-C) ㉙ 0円	(8-C) ㉚ 円
③ 社会保険料	(2-D) ㉛ 4,287円	(5-D) ㉜ 43,357円	(8-D) ㉝ 円
④ 小規模企業共済等掛金	(2-E) ㉞ 0円	(5-E) ㉟ 0円	(8-E) ㊱ 円
⑤ 配偶者特別	(2-F) ㊲ 0円	(5-F) ㊳ 0円	(8-F) ㊴ 円
⑥ 地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額	(2-G) ㊵ 0円	(5-G) ㊶ 0円	(8-G) ㊷ 円
障害者(特別障害者を除く)の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-A) ㊸ 0人	(6-A) ㊹ 0人	(9-A) ㊺ 人
特別障害者の合計数(本人、控除対象配偶者及び扶養親族)	(3-B) ㊻ 0人	(6-B) ㊼ 0人	(9-B) ㊽ 人
寡婦又は寡夫	(3-C) ㊾	(6-C) ㊿	(9-C) ㊿
寡婦特例	(3-D) ㊿	(6-D) ㊿	(9-D) ㊿
勤労学生	(3-E) ㊿	(6-E) ㊿	(9-E) ㊿
控除の合計額 II	4,287円	43,357円	円
* 控除後の所得額 I-II-III(一部免除申請)	331,533円	4,072,643円	円
* 特別認定区分 (のどちらかに該当する場合は○をつけて下さい)	① 1. 失業者 2. 被災者	(6-G) ① 1. 失業者 2. 被災者	(9-G) ① 1. 失業者 2. 被災者

備考欄	平成 年 月 日 離職	平成 年 月 日 離職	平成 年 月 日 離職
* 天災を事由とした場合の意見 (上記のとおり相違ありません。平成 年 月 日)	横須賀市長 印		
上記のとおり免除・若年者納付猶予を申請します。この申請に必要な所得状況について、担当課で課税台帳等を閲覧することを承諾します。なお、全額免除が承認された場合であって、翌年度以降も全額免除に引き続き該当するときは、全額免除を希望します。また、若年者納付猶予が承認された場合も、同様に希望します。(はい・いいえ)	社会保険事務所長 殿 印		
平成25年10月4日	(電話)		
住所 氏名			

1. 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 2. ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。 3. *印の欄は、記入する必要がありません。

平成25年度 国民年金 免除・納付猶予申請控え

本日、平成25年7月から平成26年6月までの期間の
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請書をお預かりいたしました。

★学生の方は、年齢に関係なく免除の申請はできません。学生納付特例を申請してください。
(納付猶予は20歳代のみの制度です。平成26年6月までの間で30歳になる人の場合は、
30歳のお誕生月以降の期間も併せて免除の審査をします。再度の申請は必要ありません。)

承認結果は、受付から約3～4ヶ月後に日本年金機構から郵送されます。
結果が郵送されるまでに納めた保険料は、お返しすることができませんのでご了承下さい。
口座振替で納付されている方は、横須賀年金事務所「国民年金課」で振替停止の手続きをして下さい。

免除・納付猶予の結果通知では「平成25年7月から26年6月までの承認」となりますが、国民年金第1号期間が1年間継続するという前提での承認となっております。

平成25年7月から26年6月までの間の免除・納付猶予が承認された場合でも、厚生年金や国民年金第3号に短期間加入された場合は、再度申請を行ってください。

申請は毎年度必要です。平成26年度も希望される場合は、
平成26年7月1日から8月31日までに申請手続きをして下さい。

手続きが遅れると、障害年金や遺族年金が受給できない場合がありますので、
ご注意ください。

免除・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内に古い年度の保険料から追納することができます。ただし、平成28年4月1日以降に納付すると加算金が付きまます。
追納については、横須賀年金事務所「国民年金課」にご相談ください。

【お問合せ先】

- ◎ 横須賀市役所 市民部 窓口サービス課
「国民年金係」
電話 046-822-8235 (直通)
- ◎ 横須賀年金事務所 「国民年金課」
電話 046-827-1251 (代表)

受 付 印

平成25年1月1日に横須賀市に住民登録がある人で、平成24年中の所得申告をしていない人は審査できません。また、平成25年1月2日以降に横須賀市に転入された方で所得証明書を添付されていない方も審査できません。その際は申請書を返却いたします。所得証明書を添付した上で、再度申請してください。

保険料免除等と年金給付の関係

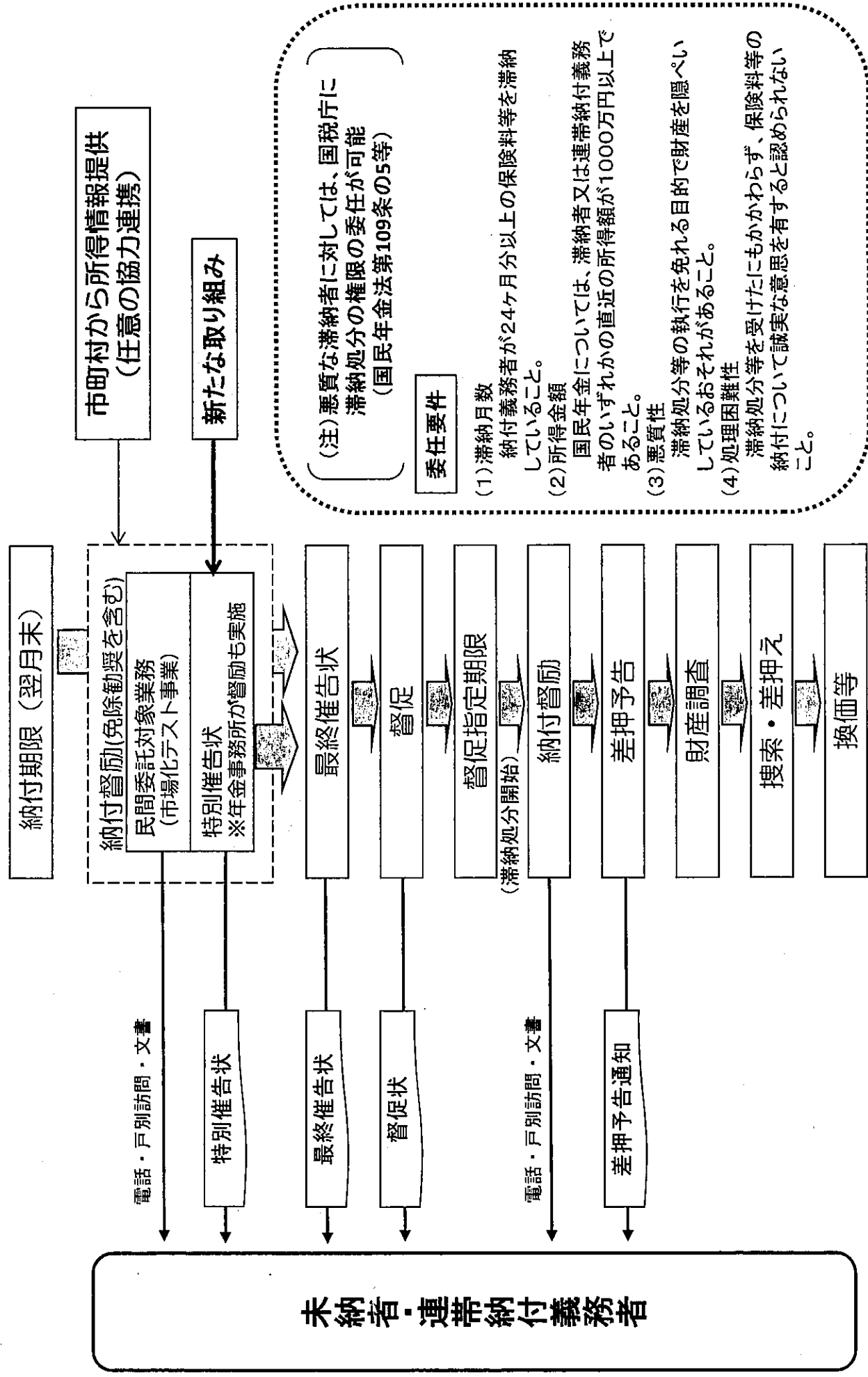
		5	全額免除	一部納付	若年者納付猶予 学生納付特例	未納
老 齢 基 礎 年 金	受給資格 期間に算 入される か？		○ されます	△ されます	○ されます	✕ されません
	年金額に 反映され るか？		○ ※2分の1 (国庫負担分) されます	△ ※2分の1と一部 納付保険料分 されます	✕ されません	✕ されません

◎一部納付については、一部納付保険料を納付していることが条件となります。

社会保険料における強制徴収手続と督促との関係

- 社会保険では、財産調査をはじめとする強制徴収手続を行うに当たっては、法律上、事前に督促を行うことが求められている。(この点、国税も同様)
- 例えば、国民健康保険料及び国民年金保険料においては、別添のとおりの手続としている。

国民年金保険料未納者に対する対応



未納者・連帯納付義務者